



島根県報

令和7年1月31日（金）
第587号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県有築港工事用船使用規則を廃止する規則 (港 湾 空 港 課) 2

【公 告】

特別保護地区の保護に関する指針の案の縦覧 (農山漁村振興課) 2

【特定調達公告】

島根県税務総合オンラインシステム基盤に係る機器・ソフトウェアの借入及び
保守に係る一般競争入札の実施 (税 務 課) 2

【公企規程】

島根県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程 (企 業 局 経 営 課) 5

島根県水道用水供給事業給水規程の一部を改正する規程 (") 6

【公安規則】

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規
則 (警 察 本 部) 6

銃砲等の所持許可等の期間を定める規則及び銃砲刀剣類所持等取締法の規定に
基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則 (") 7

【公安告示】

貴重品運搬警備業務1級検定及び貴重品運搬警備業務2級検定の実施 (") 7

公布された条例等のあらまし

◇島根県有築港工事用船使用規則を廃止する規則（規則第1号）

1 規則の概要

島根県有築港工事用船使用規則は、廃止することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県有築港工事用船使用規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年1月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第1号

島根県有築港工事用船使用規則を廃止する規則

島根県有築港工事用船使用規則（昭和23年島根県規則第59号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区の指定をしようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により公告し、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該指定に係る区域の住民及び利害関係人は、同法第29条第4項において準用する同法第28条第5項の規定により、縦覧の期間が経過する日までの間に、知事に当該指針の案についての意見書を提出することができる。

令和7年1月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定をしようとする特別保護地区の名称、区域、存続期間及び指針の案

特別保護地区の名称	区 域	存 続 期 間	指 針 の 案
月山鳥獣保護区特別保護地区	安来市の一部	令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで	掲載を省略し、島根県庁及び東部農林水産振興センターに備え置いて縦覧に供する。

2 縦覧の期間

令和7年2月3日から同月17日まで

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和7年1月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県税務総合オンラインシステム基盤に係る機器・ソフトウェアの借入及び保守 一式

(2) 入札案件の仕様等

「島根県税務総合オンラインシステム基盤に係る機器・ソフトウェアの借入及び保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 業務期間

契約日から令和13年6月30日まで

イ リース及び保守期間

令和7年7月1日から令和13年6月30日まで（72月）

(4) 納入期限

令和7年6月30日（月）

(5) 納入場所

島根県が別途指定するデータセンター

2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (5) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (8) 要求する機能実現に必要な技術的能力を有すると認められること。

(9) 機器、ソフトウェア等の使用方法のサポートや障害発生時・部品取替等に迅速に対応できる者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県総務部税務課電算開発係

電話 0852-22-5039 F A X 0852-22-6038

電子メール zeimu@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和7年2月21日（金）までの間、電子調達システムに掲載している「守秘義務の遵守に関する誓約書」（以下「誓約書」という。）を提出した者に対して交付する。なお、誓約書は4の電子メールアドレス宛に送付の上、書面についても4の場所に別途郵送又は持参すること。

ア 交付期間

本公告の日から令和7年2月21日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付方法

原則、電子メールに添付して交付するため、送信先の電子メールアドレスを併せて提示すること。

なお、これにより難い場合は、郵送又は4の場所で交付する。

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和7年2月21日（金）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札の日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和7年3月12日（水）午前11時から同月13日（木）午後4時まで

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和7年3月13日（木）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和7年3月14日（金）正午までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月14日（金）午後1時30分

イ 場所

4の場所

8 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積もった契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札時に納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札執行の取りやめ又は延期
不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。
- (5) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 落札者の決定方法
島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 契約書作成の要否
要する。
- (8) 不当介入への対応
入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県総務部税務課に報告するとともに警察に通報すること。
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (9) その他
詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Items to Be Tendered : Rental and maintenance of equipment and software related to the Shimane Prefecture Tax Administration Comprehensive Online System, one set
- (2) Tender Period (via Electronic Bidding) : From 11 : 00 a.m. on Wednesday, 12th March 2025, to 4 : 00 p.m. on Thursday, 13th March 2025
- (3) Deadline for Submission by Hand : By noon on Friday, 14th March 2025
(For submissions by registered post : Must be received by noon on Friday, 14th March 2025)
- (4) Date and Time of Bid Opening : 1 : 30 p.m. on Friday, 14th March 2025
- (5) Contact Information : 690-8501, 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Revenue Division, Digital Development Section, Department of General Affairs, Shimane Prefectural Government
TEL : 0852-22-5039

島根県公営企業管理規程

島根県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年1月31日

島根県知事 丸山達也

島根県公営企業管理規程第1号

島根県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程

島根県工業用水道事業給水規程（昭和44年島根県公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「、納入通知書により、その月分を翌月20日」を「、その月分を管理者が定める日」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

島根県水道用水供給事業給水規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年1月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第2号

島根県水道用水供給事業給水規程の一部を改正する規程

島根県水道用水供給事業給水規程（昭和52年島根県公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第13条中「納入通知書により」を削り、「、翌月20日（金融機関が休日の場合にあつては、翌営業日）」を「、管理者が定める日」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月31日

島根県公安委員会委員長 藤 田 和 雄

島根県公安委員会規則第1号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の部第26条第2項（第94条第2項において準用する場合を含む。）の項の次に次のように加える。

第37条（第97条第1項において準用する場合を含む。）	管理者の選任に関する承認
-----------------------------	--------------

別表警備業法施行規則の部第42条第1項（第63条第1項において準用する場合を含む。）の項の次に次のように加える。

第60条	機械警備業務管理者の選任に関する承認
------	--------------------

別表銃砲刀剣類所持等取締法施行令の部第17条第2項の項中「第17条第2項」を「第21条第2項」に改め、同部第19条の2第2項の項中「第19条の2第2項」を「第24条第2項」に改め、同部第20条第1項の項中「第20条第1項」を「第27条第1項」に改め、同部第21条第1項の項中「第21条第1項」を「第28条第1項」に改め、同部第24条第2項の項中「第24条第2項」を「第31条第2項」に改め、同部第29条第1項の項中「第29条第1項」を「第36条第1項」に改め、同部第35条第1項、第2項及び第6項の項中「第35条第1項、第2項及び第6項」を「第41条」に改める。

別表高圧ガス保安法の部の次に次のように加える。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和6年法律第37号）	第24条第2項	県知事からの承認等の通報の受理
---	---------	-----------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

銃砲等の所持許可等の期間を定める規則及び銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月31日

島根県公安委員会委員長 藤 田 和 雄

島根県公安委員会規則第2号

銃砲等の所持許可等の期間を定める規則及び銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

（銃砲等の所持許可等の期間を定める規則の一部改正）

第1条 銃砲等の所持許可等の期間を定める規則（昭和53年島根県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第6条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条第2項中「第6条第2項」を「第9条第2項」に改める。

第2条中「第24条第1項」を「第31条第1項」に改める。

第3条中「第26条第2項」を「第33条第2項」に改める。

（銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく医師の指定に関する規則の一部改正）

第2条 銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく医師の指定に関する規則（平成21年島根県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「第8条第3号」を「第11条第3号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第3号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和7年1月31日

島根県公安委員会委員長 藤 田 和 雄

- 1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
貴重品運搬警備業務1級	学科試験	令和7年5月8日(木)午後1時30分から午後3時まで	15人程度
	実技試験	令和7年6月28日(土)午前9時から午後5時まで	
貴重品運搬警備業務2級	学科試験	令和7年5月8日(木)午後1時30分から午後3時まで	15人程度
	実技試験	令和7年6月14日(土)午前9時から午後5時まで	

2 実施場所

(1) 学科試験

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 貴重品運搬警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 貴重品運搬警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務1級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 貴重品運搬警備業務2級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

令和7年4月7日（月）から同月11日（金）までの午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 貴重品運搬警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び貴重品運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 貴重品運搬警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、島根県公安委員会、鳥取県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。